

熊本県監査委員公告第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年(2023年)6月9日、12日及び7月13日に熊本県土木部道路都市局下水環境課(流域下水道事業会計)の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年(2023年)8月4日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

1 監査対象期間

令和4年度(2022年度)

2 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、報告公表すべき指摘事項等はなかった。